**道路占用物件の適切な維持管理について**

**１　背景**

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）に基づき、許可された道路占用物件（以下「占用物件」という。）については、道路占用者（以下「占用者」という。）が適切な維持管理を怠ったことを起因とした道路陥没などが発生した際に、道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれがあります。

このことから、占用許可の条件により占用者に対して占用物件の適正な維持管理を求めているところですが、平成30年９月30日に施行された道路法等の一部を改正する法律（平成30年法律第６号）によって、占用者に対する維持管理義務が明確化され、道路管理者に「報告徴収」「立入検査」等の権限が付与されました。これに基づき、占用者の占用物件の維持管理に関する意識向上を図るとともに、占用物件を起因とする道路構造や交通への支障等に適切に対応するため、令和元年６月１日に「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）が施行されたことから、ガイドラインを準拠するとともに、適切な維持管理についてお願いしてまいりました。

今般、令和７年１月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて、令和７年７月25日に道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号。以下「規則」という。）が改正され、新たに占用物件の安全性の確認及び報告が義務化されました。

**２　周知内容**

　占用者におかれましては、次に掲げる事項についていただき確認いただき、法、規則、ガイドラインに遵守の上、適切な維持管理をお願いいたします。

（１）占用者は、占用物件について道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこ

ととなるおそれがないように、適切な維持管理をしなければならないこと。

（法第39 条の８、規則第４条の５の５第一号関係）

（２）占用者は、道路管理者が占用物件について規則第４条の５の５第一号に基づき道路の

構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切

な維持管理をしていないと認めるときは、道路管理者からその是正のため損傷箇所の

修繕のほか、類似事象の未然防止のため、当該損傷箇所と類似の条件（占用物件の構

造、占用開始後経過年数及び耐用年数、占用場所等）下にある占用物件の点検等の実

施及びその結果の報告等を命ぜられることがあること。

（法第39 条の９、規則第４条の５の５第一号関係）

（３）占用者は、占用物件の占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとすると

きは、当該占用物件の安全性を確認した旨を報告しなければならないこと。なお、占

用許可を受けた道路の占用の期間が５年を超える電柱、電線（これら物件と一体とな

って機能する占用物件を含む。）及び水管、下水道管その他これらに類するもの（これ

ら物件と一体となって機能する占用物件を含む。）並びに跨道橋にあっては、当該許可

を受けた日から起算して５年を経過したときも同様に報告しなければならないこと。

（法第39 条の８、規則第４条の５の５第二号イ、ロ関係）

（４）占用者は、電柱、電線（これら物件と一体となって機能する占用物件を含む。）及び水

管、下水道管その他これらに類するもの（これら物件と一体となって機能する占用物

件を含む。）を占用する場合にあっては、点検の実施に係る計画、その実施状況及び結

果その他の当該占用物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者（協議会

等が組織されている場合にあっては、当該協議会等。以下この（４）において同じ。）

が必要と認めるものについて、占用物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の

構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に１回の頻

度で道路管理者へ報告しなければならないこと。

（法第39 条の８、規則第４条の５の５第三号関係）

（５）占用許可条件等の義務を適切に履行していることを把握するため、占用者は道路管理

者から占用物件の維持管理の状況等について報告を求められることがあること。また、

道路管理者が占用者の事務所等に立ち入り、書類等の検査を行うことがあること。な

お、当該報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、

若しくは妨げたときには30 万円以下の罰金に処されること。

（法第72 条の２第１項、法第106 条第八号関係）

（６）占用者が法の規定に違反した場合には、占用許可の取消などがあるほか、６月以下の

拘禁刑又は30 万円以下の罰金等に処されること。（法第71 条第１項第一号、第二号、

法第103 条第二号、第104 条第七号関係）

**３　令和８年４月１日からの対応**

　規則第４条の５の５が改正され、新たに占用物件の安全性の確認及び報告が義務化されたことから、ガイドラインの施行となる**令和８年４月１日より下記のとおり安全確認をいたしますので、占用者におかれましては、ご対応をお願いいたします。**

（１）報告時期

①占用期間の更新時

　　　　②占用期間が５年を超える場合は、①に加えて５年が経過する時

（２）提出書類

　　　　占用物件確認報告書（別紙１）

　　　　　※占用期間の更新時の場合は、更新に係る書類と併せて提出。

**４　関係法令等**

**〇道路法**

（占用物件の管理）

第39 条の8　道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占用をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占用物件」という。）の維持管理をしなければならない。

（占用物件の維持管理に関する措置）

第39 条の9 道路管理者は、道路占用者が前条の国土交通省令で定める基準に従って占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占用者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（道路管理者等の監督処分）

第71条　道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定（以下この条及び第72条の２第１項において「許可等」という。）を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

１　この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者

２　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反して

いる者

（報告及び立入検査）

第72 条の2　道路管理者は、この法律（次項に規定する規定を除く。）の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（罰則）

第103 条　次の各号いずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

２　第39 条の9（第91 条第2 項において準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反した者

第104条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、100万円以下の罰金に処する。

７　第71条第１項又は第２項（第91条第２項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反したとき。

第106 条　次の各号いずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

８　第72条の２第１項又は第２項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、若しくは妨げたとき。

**〇道路法施行規則**

（占用物件の維持管理に関する基準）

第４条の５の５　法第39条の８の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

１　道路占用者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検及び修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。

２　道路占用者が、次のイ又はロに掲げる占用物件の区分に応じ、当該イ又はロに定めるときに、当該占用物件の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告すること。

イ　電柱及び電線並びに水管、下水道管その他これらに類するもの占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき（許可を受けた道路の占用の期間が５年を超えるものにあつては、当該許可を受けた日から起算して５年を経過したとき及び占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき。）。

ロ　イに掲げるもの以外のもの占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき。

３　前号イに掲げる占用物件にあつては、道路占用者が、当該占用物件の点検の実施に係る計画、その実施状況及び結果その他の当該占用物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者（協議会等（法第28条の２第１項に規定する協議会その他これに準ずるものをいう。）が組織されている場合にあつては、当該協議会等。以下この号において

同じ。）が必要と認めるものについて、当該占用物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に１回の頻度で、道路管理者へ報告すること。

**〇道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン**

　ガイドランの確認は名寄市のホームページからご確認ください。